

10 電化製品類 [月1回]

●ごみ収集カレンダーの青色の日に出してください。

対象となるもの 電池・電気を使うもの。



ポット・炊飯器などの家電



時計・腕時計



電池式おもちゃ



デジタルカメラ・HDDレコーダー等
(映像用機器)



出し方

- 袋などから出して、コンテナに入れてください。
- 電池は取り外して有害ごみとして出してください。



▲電化製品類コンテナ



出せないもの

- コンテナに収まらないもの
 - 粗大ごみ
- テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン
 - 家電4品目の処理方法(P.17)を確認



電化製品類の内「個人情報を取り扱う機器」は、市役所等に設置の「回収BOX」に出すこともできます。

個人情報を取り扱う機器 写真や文書(電話番号等含む)などデータ保存できるもの



スマートフォン・携帯電話等
(無線通信機器)



ハードディスク・USBメモリー等
(記憶装置)



デジタルカメラ・HDDレコーダー等
(映像用機器)



パソコン・タブレット端末等、
またその部品
(パーソナルコンピュータ)



出し方

- 袋などから出して、回収ボックスへ入れてください。
- 回収ボックスの投入口(縦15cm、横30cm)に入りきれないものは、各資源化・環境センターへ直接搬入してください。
- 個人情報は消去してから出してください。



回収ボックスに出せないもの

- 個人情報を含まない家電製品(炊飯器、ドライヤーなど)
 - 電化製品類
 - ※コンテナに収まらないものは各資源化・環境センターへ
 - 家電4品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、エアコン・室外機)
 - P.17参照

回収場所	受付日	受付時間
田原市役所	月曜日から金曜日	8:30~17:15
赤羽根市民センター 渥美支所	(祝日・休日・年末年始を除く)	
東部資源化センター	火曜日から日曜日	8:30~12:00 13:00~16:30
赤羽根環境センター 渥美資源化センター	(月曜日・祝日・年末年始(12/31-1/5)を除く)	

パソコンは従来どおり、パソコンリサイクル法に従った処分も行えます。

処分方法

- ①各メーカーのパソコン回収受付窓口へ電話するか、各メーカーのホームページから回収を申し込む。
- ②リサイクル料金(回収再資源化料金)を支払う。
※PCリサイクルマークがついているパソコンはリサイクル料金はかかりません。
- ③梱包し、郵便小包でメーカーのリサイクル工場へ送る(郵送料はかかりません)。



お問い合わせは一般社団法人パソコン3R推進協会
(TEL:03-5282-7685、HP: <http://www.pc3r.jp/>)へ